「令和７年度国際金融都市OSAKA金融系外国企業等誘致事業」

業務委託　仕様書

１ 目的

本事業は国際金融都市OSAKAの実現に向け、金融系外国企業等の誘致を行うものである。企業誘致にあたっては、イベントや情報発信、プロモーションを積極的に行うなどして、国内外の金融系外国企業等による大阪でのビジネス志向を喚起し、地域経済エコシステムを活用・活性化することで、在阪企業の成長に繋がるものとなることを目的としている。そのためには、地域経済エコシステムに必要なプレイヤーの確保という観点で、企業だけでなく人材や投資等の呼び込みも重要である。

ついては、受託者においては、以下３点を念頭におき、業務の履行にあたられたい。

◆誘致企業の社数にこだわるのではなく、本事業における取組みが大阪にもたらすインパクトや効果を重視すること。

◆受託者が持つ国内外及び大阪のネットワークを駆使して取組みを進め、他都市の取組みの焼き増しではない、大阪の強みを活かした独自のものとすること。

◆地域経済エコシステムが本事業終了後も活性化するよう、国内外のネットワークにおける関係者との信頼関係の構築や、大阪の強みを活かした誘致が持続的に可能となるような関係機関等との連携体制の形成などに取り組むこと。

　※1金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

２ 履行場所

　受託者が確保する事務所

３ 履行期間

　令和７年４月１日（予定）から令和８年３月31日まで

４ 委託上限額

59,976,000円（税込）

　　※本事業を履行するすべての経費を含む。

５ 業務内容及び企画提案を求める内容

|  |  |
| --- | --- |
| **業務内容** | 金融系外国企業等の誘致にあたって実施する各業務は、委託者が認識している課題を解決できるように取り組むこと。また、次に示す各業務は、企業誘致にあたって必要と考えられるものを例示している。本事業の実施にあたっては、当該業務を適宜取り入れ、「１目的」に記載した「地域経済エコシステムの活用や活性化、在阪企業の成長」につながるものとなるよう、委託者と協議しながら取り組むこと。  （課題の例）  ・海外からの１次進出や大阪経済へのインパクトが大きい企業の誘致が十分ではないため、地域経済エコシステムの活用・活性化に資する多様なプレイヤーが確保できておらず、東京等他都市との差別化も図れていない。  ・海外のベンチャーキャピタル（VC）からは、日本もしくは在阪ＶＣ等から、有力な投資先の情報を得たい、共同して出資する先が必要などのニーズがあるが、こうしたニーズに具体的に応えることができていない。  ・プライベートエクイティファンド（PE）は、投資候補となる企業にアクセスするために、当該企業のコアな意思決定者にアクセスする機会等を求めているが、こうしたニーズに応えることができていない。  　　・海外フィンテック企業からは、ビジネス上の協業先を求めるニーズがあるが、在阪企業等との面談や協業につながるケースが少ない。   1. **在阪企業とのネットワークの強化**   ハブ企業※との連携（拡充含む）や受託者が有する大阪でのネットワークを活用して、在阪企業とのネットワークや関係性を構築、強化すること。  ※金融系外国企業等の大阪進出の際に、ビジネスマッチング先となりうる在阪企業等を紹介・仲介できる企業・団体。（国際金融都市OSAKA推進員会関係者を除く）  ハブ企業（2025年1月時点：13社）  （【参照】<https://global-financial-city-osaka.jp/about/#hub>）   1. **誘致候補企業の選定**   ハブ企業及び在阪企業等の実態（ニーズ含む）とマッチするなどの理由により、大阪進出の可能性が高いと見込まれる企業を選定すること。なお、企業選定にあたっては、受託者のネットワークにおいて既に連絡可能である企業や、大阪・関西経済の活性化に資することが見込まれる企業に重点を置くなど、その企業の規模や進出後のインパクト、地域経済エコシステムへの効果なども考慮すること。また、国際金融都市OSAKA戦略を鑑み、国内企業（外国企業の２次進出含む）のみならず、外国企業（海外からの１次進出）も誘致対象となるよう工夫・検討すること。   1. **個別コンタクト、面談、伴走支援**   ・これまでの事業においてコンタクト済みの企業（別途「個別コンタクト済み企業リスト（過年度分）」として委託者から受託者に提供予定）について、本業務で行うものと同様の継続的なフォローアップを行うこと。（2025年1月時点約300社見込み）ただし、地域経済エコシステムの状況により、フォローアップの対象や方法を変更するなどすること。  ・②で選定した企業に対し、受託者のネットワークを活用してコンタクトすること。その際、原則いわゆる「コールドコンタクト」でない手法により効果的にコンタクトできるよう工夫すること。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。なお、大阪進出により大きな影響やインパクトをもたらす海外企業の誘致にあたっては、海外訪問等により直接面談する、又は大阪に招聘して積極的に大阪をＰＲするなど、より効果的で状況に応じた丁寧な誘致活動を行うこと。なお、大阪への招聘にあたっては、必要に応じて、海外企業の国内交通費や大阪での宿泊費等について、委託者と協議のうえ負担すること。  ・コンタクトにおいて、拠点設置検討の意向が見られた企業等（以下「有望企業等」という）に対し、面談を手配・実施することし、必要に応じて大阪府・市職員や国際金融ワンストップサポートセンター大阪（以下「サポートセンター」という。）のコンサルタントを同席させること。そのうえで、サポートセンターやハブ企業等と連携しながら大阪への進出に向けた切れ目のない伴走支援を行うこと。  ・面談結果の報告については、「個別コンタクト済み企業リスト（過年度分）」に掲載の企業を含めて、委託者が用意するプラットフォーム（SFA（sales force automation）やCRM（Customer Relationship Management）等の業務支援ツールを想定）を使用すること。また、情報は状況の変化に応じて定期的に更新し、進捗を委託者に共有すること。   1. **イベント**   次のA～Cに掲げるイベントを実施すること。  A.（海外フィンテック誘致に向けたイベント）  海外フィンテック企業のニーズを事前に聞き取り、例えば在阪企業等が抱える課題を解決しうる技術をもつ海外フィンテックと当該在阪企業等とのビジネスマッチングの機会とするなど、効果的なイベントを実施すること。回数は１回以上とし、海外フィンテックは５社程度確保すること。  B.（海外資産運用業者等誘致に向けたイベント）  海外のベンチャーキャピタル（VC）やプライベートエクイティファンド（PE）等を誘致するために有効なイベントを実施すること。回数は１回以上とし、海外資産運用業者等は５社程度確保すること。  （A・B共通）  ア　開催方法は、原則としてハイブリッド型とし、使用言語は同時通訳などにより日本語及び英語で対応すること。ただし、委託者が認める場合はこの限りでない。  イ　SNSやWEBサイトへの掲載等効果的な手法を用いて、イベント周知を行うこと。  　　　　ウ　イベント終了後、参加企業に対してアンケートを実施すること。イベント終了後も、参加企業に対してマッチングに向けた伴走支援を実施すること。また、アンケート結果で改善すべき点などが分かった場合には、次回のイベントに随時反映すること。  エ　イベント終了後、30日以内にアンケート結果及び当日参加者リスト、動画、記録写真、商談結果等を含めた報告書を提出すること。  C.（海外デリゲーションの受け入れ）  大阪・関西万博の開催以降、大阪府市が受け入れる海外のデリゲーション（海外の政府・団体・企業等による代表団。例：ハンブルク市による代表団、英国経営者協会による企業団　など）の受け入れに対応すること。内容は、在阪企業とのマッチングやレセプション、大阪府内の視察等を想定しているが、基本的な企画は委託者にて行う。回数は３回を想定しているが、状況に応じて柔軟に対応すること。  D.（他事業者主催イベントとの連携）  金融庁や民間事業者などの他団体が実施するイベントとの連携や大阪府市が別途実施するイベントにおいて、ビジネスマッチングの機会を創出すること。（例：Hack OsakaやJapan Weeks等でのサイドイベント等の実施、登壇者の調整や集客など）  なお、AからCについて、国内外の金融関連イベントを誘致、または連携（サイドイベントを含む）して実施することも可能とする。   1. **プロモーション・情報発信**   　　上記①から④を行うにあたり、大阪の魅力やビジネスチャンス、インセンティブについてプロモーション・情報発信を行う。特に、海外のメディアへの情報提供など、誘致対象となる金融系外国企業等に効果的にアプローチできる手法を検討し、工夫すること。また、委託者が他部署で実施する海外向けの情報発信の取組みとも連携すること。  　A.海外に向けてプロモーション効果の高い媒体・手法等を用いて情報の発信を行うこと。具体的には、海外主要メディアとの関係構築や記事化に向けた取組みを想定。なお、必要に応じて、動画等のコンテンツも作成すること。  　B.イベント主催者と調整の上、1回以上、海外イベントに参加（ブース出展必須）する。十分な語学力とプロモーション能力を有したスタッフを常時2名以上（ブース1名、ブース訪問等によるネットワーキング1名）配置し、プロモーションに要する書類、備品類（大阪府・市の職員が同行する場合の職員用通信機器を含む。）は、委託者と協議のうえ全て受託者で準備すること。なお、現時点ではシンガポールフィンテックフェスティバルへの出展を想定しているが、より効果的にプロモーションできるイベントや手法でも可とする。  　C.国際金融都市OSAKAの公式SNS（LinkedIn・X（日本語版及び英語版））を運用する。投稿については週１回程度行うこと。（SNSのID・パスワードは委託者から貸与）また、効果的なプロモーションとなるよう投稿内容を提案するとともに、フォロワー数の増加など発信力の強化についても検討すること。  D.既存の国際金融都市OSAKAポータルサイト  （<https://global-financial-city-osaka.jp/>）を管理・運用する。コンテンツを充実させ、情報発信を行う。本事業の取組みの中で必要となる新たなコンテンツについては、委託者から依頼するもののほか、受託者においても検討し、その内容を訴求力のあるレイアウト、配色、構成と共に提案すること。既存コンテンツについても同様とする。（ポータルサイト管理・運用業務の基本仕様は別紙１のとおり）  　E.「国際金融都市ＯＳＡＫＡアンバサダー」制度（※）の管理・運営を行う。具体的には、アンバサダーの活動状況の確認とその効果の検証など。  　　　※参考：大阪にゆかりのある方で、SNSにおいて「国際金融都市OSAKA」アカウントによる投稿を拡散いただくなど、人脈や影響力を活かし、取組みに関する情報発信・プロモーションにご協力いただける方を「アンバサダー」として認定しているもの。（2025年2月10日時点24名）   1. **進出済企業フォロー**   　　　大阪進出済みの企業（以下、「進出済企業」という）の大阪定着や地域経済エコシステムのプレイヤーとしてさらに活躍してもらうため、次の方法により大阪での活動をフォローアップすること。なお、各種フォローアップの手法等は、受託者において検討、提案し、委託者と協議のうえ、適宜実施すること。  ・進出済企業によるピッチや在阪企業等とのネットワーキングを行うビジネスマッチングイベントの企画・運営。回数は１回以上。  ・その他、進出済企業のフォローアップ   1. **その他**   ・①から⑥に掲げる業務のほか、委託者からの国際金融都市実現に向けた取組みにかかる質問や相談等に応じること。  　　・週１回以上、事業の進捗を報告すること。  　　・①から⑥に掲げる業務において構築したネットワーク（担当者、連絡先情報含む。）やノウハウ等については、委託者に適宜引き継ぐこと。  　　・従事者は、国際金融（フィンテックを含む）・スタートアップに関する十分な知識、経験及び語学力を備えていること。  ・受託者は、国内外の国際金融業界等に広いネットワークを有するとともに、在阪企業等との綿密なネットワークを豊富に有していること。また、大阪での面談（対面）やイベント等にも臨機に対応できるなど、業務を円滑に遂行できる体制を組むこと。  ・その他、国の金融・資産運用特区における特例措置が拡充されるなど、新たに取り組むべきことが生じた場合は委託者と協議のうえ、可能な範囲で対応すること。 |
| **企画提案を**  **求める事項** | （１）業務内容  「国際金融都市OSAKA戦略」の実現、同戦略のアウトカム指標である「金融系外国企業（フィンテック含む）・投資家等の誘致数　2025年度までに30社誘致」及び、前述の本事業の目的の達成を目指し、以下の内容を提案すること。  なお、業務内容欄に記載の課題を踏まえながら、上記①から⑦の業務の必要性も含めて検討したうえで提案すること。（不要との提案も可とする。その場合は理由と代替えの手法等を提案すること。ただし下線部の提案は必須とする。）  **①本事業で目指すべき方向性と地域経済エコシステム活性化への貢献**  ア）本事業の目指すべき方向性や、他都市との差別化を図るために強調し伸ばしていくべき個性についての、提案事業者の考え。またその根拠や蓋然性についての説明  イ）①から⑦の業務を実施するにことにより、どのように地域経済エコシステムの活用・活性化につなげるかについての、考え方、具体的な方法。  **②在阪企業とのネットワークの強化**  ネットワーク強化の手法、ハブ企業の活用方針（追加確保の有無を含む）  　※追加でハブ企業の確保を提案する場合は協力の可否などにおいて実現可能なものとすること。また、ハブ企業を不要とすることも可とし、その場合は理由とハブ企業の機能を補完する具体的な方法を提案すること。  **③誘致候補企業の選定**  誘致の候補となる企業の選定基準（大阪進出の可能性についての判断基準含む）及び根拠となる項目についての考え方  **④個別コンタクト、面談、伴走支援**  ア）過年度コンタクト済企業のフォローアップの手法  イ）反応を得やすいコンタクトの手法、コンタクト先の具体的な想定事例。  ウ）有望企業等のニーズに対する伴走支援の内容及び手法。受託者自らが実施するものとサポートセンター等の関係機関と連携して実施するものの役割分担及び連携方法。  **⑤イベント**  （AB共通）  　　　ア）誘致の可能性を向上させるための実施方法（イベントの内容、適切と考える根拠を含む）及びその規模並びに適切な実施回数  また、それぞれのイベントの参加企業の分野（属性）、企業数とその確保手法  イ）イベント周知・参加申込（集客）・アンケート回収のための効果的な手法  　　　ウ）イベント終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法  **⑥プロモーション・情報発信**  ア）海外向けの情報発信に活用する具体的な媒体と手法。発信の内容と回数  イ）海外イベントに参加し、実施するプロモーションの内容、体制及び実施回数  ウ）SNSでの発信内容・頻度、活用方法。フォロワーの獲得方法など発信力強化の手法  エ）国際金融都市OSAKAポータルサイトを活用した発信内容や頻度、新たに充実させる具体的なコンテンツやその内容等  　【参考：令和６年度のプロモーション内容】  ・海外イベント参加  シンガポールフィンテックフェスティバルでのブース出展等プロモーション（受託者２名帯同）  コリアフィンテックウィークでのブース出展等プロモーション（受託者１名帯同）  　　　・国内イベント参加  　　　　資産運用EXPO、FIT大阪等5回以上  ・ＳＮＳでの発信  　　　以下のSNSにおいて概ね週２回程度投稿し、情報発信  　　　　LinkedIn：<https://linkedin.com/company/global-financial-city-osaka>  　　　　X：<https://twitter.com/fincity_osaka>  ・ポータルサイトの運営（以下参照）  <https://global-financial-city-osaka.jp/>（再掲）  ・アンバサダー制度  　　　（１）⑤※参照  **⑦進出済企業フォロー**  進出済企業を支援する方法及び進出済企業と在阪企業のマッチング手法  **⑧その他**  ア）業務を円滑に遂行できる体制、及び週次報告などを通じて進捗管理が可能なスケジュール  イ）全体の業務スケジュール  （２）業務遂行能力  本業務の実施にあたり、以下の点について示し、提案すること。  ①過去（５年以内）に類似事業の実績を有すること  ②在阪企業等との綿密なネットワークを豊富に有し、大阪での面談（対面）やイベント等にも臨機に対応できる体制を確保すること  ③国内外の国際金融業界に幅広いネットワークを有すること  ④国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること |

６　実施計画及び事業実施状況の定期報告等

　（１）実施計画の策定

　　　ア　本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則2週間以内に実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。

　　　イ　受託者は実施計画の変更をしようとするときは、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

（２）連絡体制

　　　　　　委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行にあたっては速やかに処理すること。

（３）事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、毎週開催の定例会までに履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について業務報告書（週次）を作成し、委託者に提出すること。

また、受託者は委託者の求めにより、必要に応じて事業実施にかかるミーティングを開催すること。

７　本事業実施にあたっての留意点

　（１）受託者の責務

　　　①関係諸法令の遵守

　　　　本委託業務の実施に当たっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのないようにすること。

　　　②公正かつ中立的な姿勢

　　　　本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

　　　③個人情報等の取扱い

　　　　受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。

　　　④苦情等の処理

　　　　本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

　　　⑤損害賠償責任

　　　　受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

　（２）所有権・著作権の帰属

　　　①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属する。

　　　②受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

　（３）再委託の取扱い

　　　①委託する本業務の主要な部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断など）について第三者に委託することを禁止する。

　　　②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、委託者と協議するものとする。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

８　委託事業完了後、委託者へ提出するもの

（１）提出物

①業務報告書

・「６（３）事業実施状況の定期報告」で報告した内容等を踏まえ、受託業務全般の実施結果について報告すること。

・業務報告書（カラー紙媒体） ３部

・報告書のデータ（電子メール等で提出すること）

②その他、委託者が指定するもの

（２）納入期限

令和８年３月31日

（３）業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

（４）納入場所

　　　　大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

　　　　住　所：大阪市中央区大手前２丁目１番22号　大阪府庁５階

９　その他

　　・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際しては、委託者は受託者と協議の上、企画提案内容から調整できるものとする。

　　・委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。

　　・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。

（別紙１）「国際金融都市OSAKAポータルサイト」管理・運用業務仕様書

(1)　ポータルサイトの引継ぎ

　　ア　国際金融都市OSAKAポータルサイトの管理・運用を行う事業者（以下、「旧事業者」という。）から受託者への引継ぎ期間は令和７年３月31日（月）までとする。この期間内に旧事業者と直接やり取りし、ポータルサイトを継続して安定稼働及び改修するために必要なあらゆる準備及びノウハウ習得を行うこと。なお、旧事業者に対しては同期間内での引継ぎ対応をあらかじめ委託者から指示しておく。

　　イ　現行仕様の理解

　　　　受託者は、別紙２サイトマップを参考にポータルサイトの現行仕様を理解したうえで、旧事業者からの業務引継ぎを受けること。不明点は引継ぎ期間中に旧事業者に確認するなどし、現行仕様を完全に把握したうえで業務にあたること。

　　ウ　移行作業

1. 引継ぎ期間内に、適切な移行先サーバーを受託者が用意し、移行を完了させること。
2. 引継ぎ期間内に、上記①のほかに必要なシステム移行作業（外部サービスの利用ライセンス準備や連携設定も含む）をすべて完了させること。
3. 引継ぎ期間内に、移行先環境でのポータルサイトの稼働を開始すること。なお、移行に際しても連続稼働させることを原則とするが、やむを得ず稼働停止を伴う場合は予め委託者と協議し、必要最小限の稼働停止に留めること。

④　　サーバーについては、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO/IEC 27001を取得した事業者から調達すること。

⑤　　サーバーの平均応答時間は３秒以下とすること。

⑥　　レンタルサーバー及びドメイン等の使用に関する権限を委託者へ移管すること。

なお、契約期間のサーバーのレンタル費用、初期設定費用やドメイン取得費用は、本業務の必要経費に含むものとする。

　　エ　移行後検査

　　　　受託者は、移行完了後に、ポータルサイトが正常に稼働していることを検査し、委託者に報告すること。万一問題が発見された場合は、ただちに委託者に報告するとともに、旧事業者と連携して引継ぎ期間内に問題を解決すること。

(2)　Webページの制作等

・　新規ページ（PC版及びスマートフォン版）の制作、既存ページの改修・更新を委託者が指定する期日までに実施すること（グローバルメニューの変更・追加を含む）。

・　新規ページの制作、既存ページの改修・更新にあたっては、受託者がレイアウトやデザイン、コンテンツ内容等を企画・提案し、委託者と協議のうえ、制作すること。また、写真その他コンテンツ及びその利用に必要な権利は、受託者において収集、対応すること。

　　なお、新規ページの制作、既存ページの改修・更新に際しては、当該コンテンツの内容やレイアウト、デザイン、構成が、当該ページを訪問する金融系外国企業等の関係者に対して訴求力を持つものとなっているか、という観点に留意し、単なる情報の羅列やリンクの貼り付けではなく、見せ方を工夫すること。

・　委託者が指示する新規ページの制作及び既存ページの改修・更新内容以外に、制作又は改修・更新すべき項目がある場合は積極的に提案すること。

・　CMSの仕様等については、現在使用しているものを引き続き使用すること。なお、受託者においてソフトウェアのバージョンアップや不具合対応など、委託者への適切なサポートを実施すること。

・　Webページの校正にあたっては、受託者が用意する検証用Webページ（アドレスは非公開、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に委託者の承認を得たうえで、公開すること。なお、校正は責了とせず、委託者が校了と判断するまで行うこと。

(3)　Webサイトの運用保守、セキュリティ対策

・　委託者からのシステム操作に関する問合せに対し、電話及び電子メールにて対応すること。平常時は午前9時～午後6時を問合せ受付時間帯とすること。ただし土曜日、日曜日、祝日及び委託者が指定する日を除くものとする。

・　システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、及び障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じ、安全性に配慮した運用保守管理を行うこと。なお、Webサイト運用保守に要する費用は、本業務の必要経費に含むものとする。

・　外部からの不正なアクセスによる情報漏洩、改ざんやサービス停止等を防止するため、ファイアウォールによるアクセス制限、不正侵入検知（IDS）、不正侵入防止（IPS）、改ざん検知を実施するとともに、DDoS対策サービスとして、最新のレイヤーレベルのDDoS攻撃の防御に対応すること。

・　常時SSL暗号化通信に対応させること。SSL証明書は信頼性の高いパブリック認証局が発行し、認証レベルが2以上のOV（Organization Validation）証明書またはEV（Extended Validation）証明書とする。また、SSL証明書は有効期間開始日から１年間有効とすること。なお、SSL証明書の導入費用は本業務の必要経費に含むものとする。

・　受注者は、運用保守を行うにあたり、固定IPアドレスを１つ以上用意すること。

・　データのバックアップを毎日1回以上実施し、その保存期間は1か月以上とすること。

・　不正なアクセス、改ざんやDDoS攻撃等によりデータの消失や毀損が生じた場合及び各種ログに異常があった場合など、受託者において障害を検知した場合は、ただちに委託者へ障害箇所、影響範囲及び障害の現状を簡潔に報告するとともに、委託者と協議のうえ速やかに復旧すること。また、原因解明を行うとともに、障害の概要や講じた対策等をとりまとめ、委託者へ報告すること。

・　受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）やJPCERTコーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手すること。そのうち、本ポータルサイトに関する情報があった場合、直ちに委託者へ報告のうえ当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かについて、委託者と協議すること。また、対策を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について委託者と協議した日から30日以内に委託者へ報告すること。

・　受注者は、OS、アプリケーション（WWW、CMS等）のセキュリティパッチが公開された場合は、内容について速やかに委託者へ報告するとともに、適用可否等の対応方針案を作成し、セキュリティパッチ公開から30日以内に委託者へ報告すること。

(4)　Webサイトの多言語化

・　受託者は、(2)において新規ページの制作及び既存ページの改修・更新をした場合、日本語原稿を英語に翻訳し、ページのデザインやデザインテンプレートを用いて、英語でのWebサイトを制作すること。なお、委託者がCMSにより制作・更新したWebページのうち、委託者から依頼があったページも含めるものとする（新着及び動画チャンネルが対象）。

・　校正の前に、翻訳する言語（英語）を母国語とする者によるチェックを行うこと。

・　校正にあたっては、受託者が用意する検証用Webサイト（アドレスは非公開、パスワードの設定を要する。）にアップロードし、事前に委託者の承認を得たうえで公開すること。

・　必要に応じて言語別にCSSを設定し、Webサイトの視認性を向上させること。また、ブラウザの言語設定による自動でのリダイレクトは行わないこと。

・　日本語及び各言語のページの見えやすい場所に、言語名を表示した言語選択リンクを置くこと。また、全てのページに他言語ページへの言語選択リンクを置くこと。

(5)　ポータルサイト設計書

・　契約期間満了後の業務引き継ぎに向けて、システム移行等に必要となるポータルサイト設計書（HTMLファイル、CSSの構造やJavaScriptのデータ構造等が分かるもの及びサイトマップ等）を提供し、委託者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は本業務の必要経費に含むものとする。

・　公開したWebページのうち、委託者が指定するWebページをHTML形式に変換した状態で納品すること。なお、HTML形式への変換対象外となるWebページは、JPEG形式等にて納品すること。

・　納期は令和８年３月31日（火）までとする。ただし、契約の全部もしくは一部の解除等により本業務が終了となる場合は、受注者は委託者の指示のもと、速やかに納品すること。

(6)　アクセス件数の報告書

・　Webページの各月のアクセス件数（トップページ、セッション数、ページビュー）の報告書を作成し、当該月の翌月10日までに委託者が指定するメールアドレスへ電子メールに添付（Excel形式）して提出すること。ただし、令和８年3月分は、令和８年３月31日（火）までに報告すること。

(７)　その他

・　業務目的に沿ったWebサイトを企画・制作すること。

・　委託者がアクセスログを簡単に解析できる機能（google analyticsなど）を導入すること。また、アクセス結果については、セッションへの流入経路や属性を検証する等して、公式SNS等を活用した情報発信に対する効果検証を行い、次の情報発信の機会により良い効果が発揮できるよう努めること。

・ 2022年４月１日に施行された改正個人情報保護法に対応したCookie同意管理ツールを導入すること。

・　利用者にとって分かり易く効果的なWebサイト構成とし、魅力的なデザイン(カラーリング、レイアウト)を採用すること。

・　Webページのリンク切れを防ぐため、定期的にリンク切れをチェックするツール（Link Checkerなど）を導入すること。

・　誰もが情報を得ることが出来るWebアクセシビリティに配慮するため、JIS X8341-3:2016の等級AAの達成基準を満たすこと。

・　検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう、適切な検索エンジン最適化（SEO）対策を行うこと。また、実施したSEO対策は委託者へ報告すること。

・　利用者が本ポータルサイト内をフリーワード検索できるよう、本ポータルサイト内検索機能を設けること。

・　受託者は委託者と協議のうえ委託者が提供するSNSのタイムラインやソーシャルボタンを本ポータルサイト内へ表示すること。

・　本ポータルサイトの著作権が委託者に帰属する旨を各ページのフッターに明示すること。

・　利用を想定する端末とWebブラウザは次のとおりであり、これらに対応したWebサイトとすること。

ア　一般利用者パソコン

Microsoft Edge（最新版）、Chrome（最新版）、Firefox（最新版）、

Safari（最新版）

イ　一般利用者スマートフォン、タブレット

Microsoft Edge（最新版）、Chrome（最新版）、Safari（最新版）

* Webサイトの利用者の環境によりWebページのデザインやレイアウトを自動的に切り替えるレスポンシブWebデザインを採用すること。また、モバイル端末（スマートフォンやタブレット）では、モバイル端末特有の操作（フリック、ピンチアウト、ピンチインなど）にも適宜対応すること。
* 本仕様書に定めのない内容であっても、業務目的に適うと考える機能や方法がある場合は、積極的に提案すること。
* 障害の未然防止に努めること。コンピューター・ウィルス等に感染することのないよう、受注者のコンピューター及びシステム環境について、適正に管理すること。障害発生時には、(3)に記載の業務を迅速かつ誠実に実行すること。

（別紙２）「Global Financial City OSAKA」Webサイト構成（各階層とも英語ページ有）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１階層（トップ） | | | 第２階層 | | 第3階層 | |
| TOP | トピックス | 新着情報 | Activities | ー | ー | ー |
| 私たちに  ついて | 国際金融都市OSAKA推進委員会 ー国際金融都市OSAKAの推進体制について | ・メッセージ（会長・知事・市長） ・推進委員会の概要 ・戦略 ・推進委員の取組状況 ・事業連携協定 ・ハブ企業 　※各項目とも各々説明やPDF、リンク有 | ー | ~~ー~~ | ー |
| 大阪について | 数字でわかる大阪の魅力 　ー有利なビジネスコスト 　ー世界の住みやすい都市ランキング 　ー世界でもっとも魅力的な大都市トップ10 | ー | ー | ー | ー |
| 大阪をもっと知る 　ー特色 　ー産業 　ー生活環境 　ーロケーション・基本情報 　ー経済の歴史 　ー観光 | 大阪のビジネス環境と強み 　ー特色 　ー産業 　ー生活環境 　ーロケーション・基本情報 　ー経済の歴史 　ー観光 　※各項目とも各々説明やリンク有 | ー | ー | ー |
| 大阪をもっと知る動画 　ーAttractiveness of Osaka 　ーThis is 大阪 | ・大阪の魅力・拠点設立支援 ・進出企業インタビュー ・イベント・セミナー | ー | ー | ー |
| 今、大阪が  熱い！ | ・2025大阪・関西万博 ・うめきた２期地区開発プロジェクト | ー | ー | ー | ー |
| 大阪進出企業の紹介 | ー | 進出企業の紹介 | ー | ー | ー |
| サポート | 国際金融ワンストップサポートセンター大阪 | ・ワンストップサポートセンター紹介動画 ・概要、主な支援内容、サポートの流れ ・法人設立に伴う英語による行政手続き(保険関係)について ・問合せ先 | ー | ー | ー |
| 企業進出 | ・ワンストップ相談窓口 ・拠点開設サポートオフィス等  ・大阪進出の際のインセンティブ  ・会社の設立方法等 ・投資環境や産業等について ・その他のサポートについて ・国際紛争解決の支援について 　※各項目とも各々説明やPDF、リンク有 | ・金融系外国企業等拠点設立補助金  ・金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例 | ー | ー |
| 生活 | ・生活に関する相談窓口 ・大阪での暮らし ・兵庫県における暮らしの情報について ・住居に関する情報について ・医療に関する情報について ・教育に関する情報について 　大阪・関西のインターナショナルスクール紹介 　※各項目とも各々説明やリンク有 | ー | 教育に関する情報について | ・大阪・関西圏のインターナショナルスクール一覧 ・高度外国人材のインターナショナルスクールに係るニーズ調査 |
| お問合せ | ・氏名 ・所属（法人の方） ・お電話番号 ・メールアドレス ・お問い合わせ内容 ・スパム防止用の質問 ・プライバシーポリシー | プライバシーポリシー | 個人情報保護方針 | ー | ー |
| 利用規約 | 利用規約 | ー | ー | ー | ー |